

○山口県警察職員の健康管理等に関する訓令

平成17年3月23日

本部訓令第7号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 管理体制（第4条—第11条）
- 第2章の2 安全管理に関する措置（第11条の2）
- 第3章 健康の保持増進（第12条—第15条の2）
- 第4章 健康診断（第16条—第18条）
- 第5章 健康管理上の措置（第19条—第23条）
- 第6章 休務等の手続（第24条—第29条）
- 第7章 感染症に対する措置（第30条）
- 第8章 その他（第31条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、山口県警察職員（以下「職員」という。）の安全管理及び健康管理について必要な事項を定め、職員の安全及び健康の保持増進を図り、もって勤務能率を向上させることを目的とする。

2 職員の安全管理及び健康管理については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）及びその他の法令によるほか、この訓令の定めるところによる。

（職員の責務）

第2条 職員は、自ら危害の防止及び健康の保持増進に努めるとともに、第4条に規定する総括安全衛生管理者が法の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を遵守しなければならない。

2 職員は、保健師その他の職員の健康管理に携わる者の指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。

（秘密の保持）

第3条 健康管理に係る業務に従事し、又は従事した職員は、職務上知り得た秘密及び個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

2 前項に掲げる職員は、職務上必要がある場合を除き、健康管理に関する記録を閲覧し、又は閲覧させてはならない。

第2章 管理体制

（総括安全衛生管理者）

第4条 山口県警察本部（以下「本部」という。）に総括安全衛生管理者（以

下「総括管理者」という。)を置く。

- 2 総括管理者は、警務部長をもって充てる。
- 3 総括管理者は、法第10条第1項に規定する業務を総括管理するものとする。
(健康管理主管者)

第5条 本部に健康管理主管者(以下「主管者」という。)を置く。

- 2 主管者は、警務部厚生課長をもって充てる。
- 3 主管者は、総括管理者を補佐し、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 健康管理に関する計画の立案及び実施に関すること。
 - (2) 健康診断及び衛生教育の実施に関すること。
 - (3) 勤務条件及び勤務環境の改善に関すること。
 - (4) 第7条に規定する衛生管理者等の養成に関すること。
 - (5) 第10条に規定する本部衛生委員会の運営に関すること。
 - (6) その他健康管理上必要と認められること。

(健康管理責任者等)

第6条 各所属に健康管理責任者(以下「責任者」という。)及び健康管理副責任者(以下「副責任者」という。)を置く。

- 2 責任者は、所属長を、副責任者は次長、副隊長、副校長、又は副署長をもって充てる。
- 3 責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 第10条に規定する衛生委員会及び健康委員会(本部を除く。)の運営に関すること。
 - (2) 健康診断に関すること。
 - (3) 職員の健康状態の把握及び指導管理に関すること。
 - (4) 衛生教育に関すること。
 - (5) 勤務条件及び勤務環境の改善に関すること。
 - (6) その他健康管理上必要と認められること。

- 4 副責任者は、責任者を補佐するものとする。

(衛生管理者等)

第7条 別表第1に掲げる基準に従い、本部の所属(庁舎を別にする所属を除く。以下「本部所属」という。)、地域部自動車警ら隊、刑事部機動捜査隊、交通部運転免許課、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊、警備部機動隊及び警察学校並びに警察署に衛生管理者又は衛生推進者(以下「衛生管理者等」という。)を置く。この場合において、本部所属は併せて一の事業場とみなす。

- 2 衛生管理者等は、法第12条第1項及び法第12条の2に規定する者のうちから、責任者(本部所属にあっては主管者。第4項及び第6項において同じ。)が選任し、又は解任するものとする。
- 3 前項の選任及び解任をしたときは、衛生管理者(衛生推進者)(選任・解任)報告書(別記第1号様式)により遅滞なく総括管理者を経て、警察本部長(以下「本部長」という。)に報告するものとする。

- 4 衛生管理者等は、責任者の指示を受けて、第5条第3項及び第6条第3項に規定する業務のうち衛生に係る技術的事項を管理するとともに、職員の健康管理に必要な事務を処理する。
- 5 衛生管理者は、おおむね毎週1回職場を巡視し、設備、勤務方法等に起因する健康障害の防止に必要な措置を講ずるものとする。
- 6 衛生管理者等は、前項の措置を講ずる場合において、責任者に意見を述べることができる。

(健康管理担当者)

第8条 各所属に健康管理担当者（以下「担当者」という。）を置く。

- 2 担当者は、本部にあつては庶務を担当する課長補佐、室長補佐、隊長補佐、所長補佐、科長又は校長補佐（以下「課長補佐等」という。）を、警察署にあつては警務課長をもって充てる。ただし、庶務を担当する課長補佐等のいない本部の所属又は警務課長が次長の職を兼ねている警察署にあつては、他の職員をもって充てることができる。
- 3 担当者は、責任者の指示を受けて、所属職員の健康管理に必要な事務を処理する。
- 4 衛生管理者等は、担当者を兼ねることができる。

(産業医等)

第9条 本部所属、地域部自動車警ら隊、交通部運転免許課、交通部高速道路交通警察隊及び警察学校並びに警察署（所属職員の数が50人以上の警察署に限る。）に法第13条第1項に規定する産業医を置く。この場合において、本部所属は併せて一の事業場とみなす。

- 2 産業医を置く所属の責任者（本部所属にあつては主管者）は、産業医を選任し、委嘱状（別記第2号様式）を交付するものとする。
- 3 産業医は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第14条に規定する事務を処理するものとする。
- 4 刑事部機動捜査隊、交通部交通機動隊及び警備部機動隊並びに警察署（第1項に規定する警察署を除く。）に健康官管理医を置く。
- 5 健康管理医を置く所属の責任者は、健康管理医を選任し、委嘱状（別記第2号様式の2）を交付するものとする。
- 6 健康管理医は、第4項に準じた事務を処理するものとする。
- 7 責任者は、産業医又は健康管理医を選任し、又は解任したときは、産業医（健康管理医）（選任・解任）報告書（別記第3号様式）により、遅滞なく総括管理者を経て本部長に報告しなければならない。

(衛生委員会等)

第10条 本部所属、地域部自動車警ら隊、交通部運転免許課、交通部高速道路交通警察隊及び警察学校並びに警察署（所属職員の数が50人以上の警察署に限る。）に法第18条第1項に規定する衛生委員会を置く。この場合において、本部所属は併せて一の事業場とみなす。

- 2 刑事部機動捜査隊、交通部交通機動隊及び警備部機動隊並びに警察署（前

項に規定する警察署を除く。)に健康委員会を置く。

- 3 衛生委員会及び健康委員会（以下「衛生委員会等」という。）は、委員長及び委員をもって構成し、その人員は別表第2のとおりとする。
- 4 委員長は、本部所属にあつては総括管理者を、地域部自動車警ら隊、刑事部機動捜査隊、交通部運転免許課、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊、警備部機動隊及び警察学校並びに警察署にあつては責任者をもって充てる。
- 5 衛生委員会等の委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 産業医又は健康管理医
 - (2) 衛生管理者等のうちから責任者（本部所属にあつては主管者。以下この項及び次項において同じ。）が指名した者
 - (3) 衛生に関し経験を有する職員のうちから責任者が指名した者
- 6 責任者は、前項の規定により委員を指名したときは、衛生（健康）委員会委員指名報告書（別記第3号様式の2）により、遅滞なく総括管理者を経て本部長に報告しなければならない。
- 7 衛生委員会等は毎月1回以上開催し、法第18条第1項及び規則第22条に規定する事項について調査審議を行う。
- 8 衛生委員会等は、前項の調査審議の結果、職員の健康管理上改善を要すると認める事項があるときは、総括管理者を経て本部長に意見を述べるものとする。
- 9 衛生委員会等において必要があると認めるときは、産業医、健康管理医、作業環境測定士等の出席を求め、医学的又は技術的事項について意見を求めることができる。
- 10 衛生委員会等に衛生（健康）委員会議事録（別記第4号様式）を備え付け、議事で重要なものを記録し、3年間保存するものとする。
- 11 衛生委員会等の庶務は、本部所属にあつては警務部厚生課が、その他の所属にあつては担当者が処理するものとする。
- 12 各衛生委員会における調査審議の結果、必要があると認めるときは本部所属の衛生委員会に上申することができる。

（健康管理委員会）

第11条 本部長は、職員の採用、療養、復職その他健康管理上必要な医学的事項について、山口県職員健康管理規程（昭和50年山口県訓令第2号）に規定する山口県健康管理委員会（以下「管理委員会」という。）に諮問するものとする。

- 2 本部長は、管理委員会において答申された事項について、健康管理委員会議事録（別記第5号様式）により、必要事項を記録するとともに、答申結果を健康管理委員会決定書（別記第6号様式）により責任者を経て当該職員に通知するものとする。
- 3 責任者は、前項の通知を受けたときは、必要な措置を講じなければならない。

4 管理委員会の諮問等に関する事務は、厚生課において処理するものとする。

第2章の2 安全管理に関する措置

(警務対策部会)

第11条の2 総括管理者は、法第10条第1項に規定する業務のうち、安全管理に関するものについては、山口県警察総合対策委員会の設置に関する訓令(平成17年山口県警察本部訓令第23号)第6条第1号に規定する警務対策部会において審議するものとする。

第3章 健康の保持増進

(健康教育)

第12条 総括管理者、主管者及び責任者は、講習会の開催、文書の配布その他の方法により、職員に対し健康に関する教育を積極的に行い、職員が自発的に健康の保持増進に当たるよう指導及び教養に努めなければならない。

(健康相談等)

第13条 総括管理者は、職員の健康の保持増進のために、保健師等による健康相談及び保健指導(以下「健康相談等」という。)を実施するものとする。

2 責任者は、健康相談等を積極的に活用し、所属職員の健康の保持増進に努めなければならない。

(勤務条件及び環境の改善)

第14条 責任者は、職務上やむを得ない場合を除き、できる限り所属職員に対して時間外勤務を命ずることを避け、勤務の過重によって生ずる過労を防止するとともに、常に所属職員の事務量を勘案して、勤務条件の適正化を図らなければならない。

2 責任者は、快適な職場環境の形成を図るため、所属職員の勤務場所、勤務内容に応じ、換気、採光、照明、保温、防湿、騒音防止及び清潔保持に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 責任者は、所属職員及び職員以外の者が利用する施設において、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(健康増進対策の推進)

第15条 責任者は、所属職員の健康を増進するため、計画的かつ効果的にスポーツ、レクリエーション活動等の推進に努めなければならない。

(メンタルヘルス対策)

第15条の2 責任者は、所属職員のメンタルヘルス(心の健康をいう。以下同じ。)の保持増進のため、前4条の規定に基づき、メンタルヘルス不調の予防及び早期発見に努めなければならない。

2 責任者は、所属職員のメンタルヘルス不調が認められたときは、速やかに総括管理者にその旨を報告するとともに、主管者及び本部所属の産業医、専門医等と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

3 責任者は、メンタルヘルス不調により休務中の職員が就勤するに当たっては、主管者、本部所属の産業医及び主治医と連携し、就勤の時期、勤務体制その他必要な事項について十分協議し、円滑な職場復帰及び疾病の再発防止

に配慮するものとする。

第4章 健康診断

(健康診断の種類)

第16条 健康診断の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 雇入時健康診断
- (2) 定期健康診断
- (3) 特定業務従事者健康診断
- (4) 特殊健康診断
- (5) 前各号に掲げるもののほか、健康管理上必要と認める健康診断

(健康診断の受診義務)

第17条 職員は、前条に規定する健康診断を必ず受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる者については、健康診断の一部又は全部の受診義務を免除するものとする。

- (1) 休職中の者
- (2) 長期休務の者
- (3) 妊娠中又はその疑いのある者
- (4) その他やむを得ない理由があると認められる者

(健康診断の結果通知等)

第18条 主管者は、職員の健康管理対策に使用するため、第16条各号に掲げる健康診断の結果を実施機関から直接受領し、責任者及び職員に通知しなければならない。

- 2 前項の健康診断の結果、精密検査、再検査又は要治療の通知を受けた職員は、速やかに医療機関において必要な検査又は治療を受けなければならない。
- 3 責任者（本部所属にあっては主管者）は、前項の職員に対し速やかに検査又は治療を受けるよう勧奨するとともに、受診状況を把握し、適切な指導を行うなど、職員に対し適切な措置を講じなければならない。

第5章 健康管理上の措置

第19条 削除

(指導区分の決定)

第20条 総括管理者は、健康診断の結果又は責任者の報告に基づき、健康管理上の措置を講ずる必要があると認めた職員については、健康管理指導区分表（別表第3）により産業医等の意見を基に指導区分を決定し、本部長へ報告するとともに、指導区分決定通知書（別記第8号様式）により責任者を経て当該職員にその旨を通知するものとする。

- 2 総括管理者は、前項に規定する指導区分を決定するために必要がある場合は、責任者に対し主治医の診断書、レントゲン写真その他指導区分の決定のために参考となる資料の提出を求めることができる。

(責任者の措置)

第21条 責任者は、所属職員に対する指導区分の決定の通知書を受けたときは、健康管理指導区分表に示された管理措置を講ずるとともに、事後の健康管理

について適切な指導監督を行わなければならない。

- 2 責任者は、指導区分を受けた職員以外の職員についても、必要に応じて産業医、健康管理医又は主治医の意見に基づき必要な管理措置を講ずるものとする。

(指導区分の変更)

第22条 責任者は、指導区分の通知を受けた職員（以下「有指導区分者」という。）のうち、次期の定期健康診断までに、病状が安定又は不安定となり、勤務制限を緩和又は強化する必要があると認められるものについては、指導区分変更内申書（別記第9号様式）に本人の指導区分変更願（別記第10号様式）及び主治医の診断書（病状の経過を示したもの。）を付して、指導区分の変更を総括管理者を経て本部長に内申するものとする。

- 2 総括管理者は、前項の規定による内申を受けたときは、その内容を審査し、相当と認められるときは、指導区分を変更するものとする。
- 3 指導区分の変更又は解除の決定については、第20条第1項及び第2項の規定を準用する。

(療休者等の義務)

第23条 療養又は治療を必要とする職員及び有指導区分者は、責任者、衛生管理者及び担当者の管理に服し、主治医の指導に従って療養等に専念し、健康の回復に努めなければならない。

- 2 責任者は、随時主治医、産業医又は健康管理医の意見を聴いて療休者等の実態把握に努めるものとする。

第6章 休務等の手続

(傷病者の休務)

第24条 責任者は、所属職員が傷病（公務傷病を含む。）により、引き続き6日以上休務を要するときは、休務者の所属、官職、氏名、生年月日、公・私傷病の別、病名、休務開始年月日、入・通院の別等を速やかに総括管理者に報告しなければならない。

- 2 責任者は、所属職員が前項の傷病により、引き続き30日以上休務を要するときは、休務者（発生・延長）報告（別記第11号様式）に主治医の診断書を付して、速やかに総括管理者を経て本部長に報告しなければならない。
- 3 責任者は、前項の休務者が報告の期間を超えて、引き続き休務を必要とする場合は、期間の満了前に休務者（発生・延長）報告に主治医の診断書を付して総括管理者を経て本部長に報告しなければならない。

第25条 責任者は、1年以内に同一の傷病（公務傷病を除く。）による病気休暇の期間が通算して90日を超え、引き続き休務を必要とする職員があるときは、山口県警察における分限処分の取扱いに関する訓令（平成14年山口県警察本部訓令第47号）第3条の申立てをするものとする。

(傷病者の就勤)

第26条 責任者は、第24条第2項に規定する休務中の職員が就勤したときは、速やかに就勤報告書（別記第16号様式）に本人の就勤届（別記第17号様式）

及び主治医の診断書を付して、総括管理者を経て本部長に報告しなければならない。

第27条 削除

(結核性疾患者の療養手続等)

第28条 責任者は、所属職員が結核性疾患に罹患した疑いのあるときは、当該職員の所属、官職、氏名、生年月日、病名、入・退院の別等を速やかに管理者に報告しなければならない。

2 責任者は、所属職員が結核性疾患により療養する必要があると認めるときは、療養（開始・延長）内申書（別記第21号様式）に本人の療養開始願（別記第22号様式）及び主治医の療養（開始・延長・復職・指導区分変更等）診断書（別記第24号様式）を付して総括管理者を経て本部長に内申しなければならない。

3 責任者は、所属職員が療養する必要があると認められるときであっても、その対応について療養（開始・延長・復職・指導区分変更等）診断書に基づき、総括管理者を経て本部長に内申しなければならない。

4 本部長は、第2項の職員の病状を管理委員会に諮問し、必要と認めるときは、期間を定めて療養を命ずるなど、必要な措置を講じなければならない。この場合において、総括管理者は病状審査のため、レントゲン写真及び必要な資料の提出を求めることができる。

5 職員は、前項の療養の期間を延長しようとするときは、療養（開始・延長）内申書に療養延長願（別記第23号様式）及び主治医の療養（開始・延長・復職・指導区分変更等）診断書を付して総括管理者を経て本部長に内申しなければならない。この場合における関係書類は、療養期間満了の日の1箇月前までに提出しなければならない。

6 本部長は、前項の職員の病状を管理委員会に諮問し、必要と認めるときは、期間を定めて療養の延長を命ずるものとする。この場合において、総括管理者は病状審査のため、レントゲン写真及び必要な資料の提出を求めることができる。

(結核性疾患者の復職)

第29条 責任者は、結核性疾患により療養中の職員で復職しようとする者があるときは、その者の健康回復の程度を調査し、復職しても支障がないと認めるときは、復職させようとする日の1箇月前までに復職内申書に本人の復職願並びに療養（開始・延長・復職・指導区分変更等）診断書及び発病以降のレントゲン直接撮影フィルム（4つ切り以上、断層写真等を含む。）を付して総括管理者を経て本部長に内申しなければならない。

2 本部長は、前項の復職内申書の病状を管理委員会に諮問し、復職しても支障のない者に対し、復職を命ずるものとする。

第7章 感染症に対する措置

(感染症の予防)

第30条 責任者は、感染症がまん延するおそれがあるときは、速やかに管理者

に報告するとともに、必要な予防措置を講じなければならない。

第8章 その他

(職員の死亡の報告)

第31条 責任者は、職員が死亡したときは、直ちに死亡報告書（別記第25号様式）に死亡診断書又は死亡検案書の写しを添付して、統括管理者を経て本部長へ報告しなければならない。

別表第 1（第 7 条関係）

衛生管理者又は衛生推進者の選任基準

職 員 数	衛生管理者	衛生推進者
10人以上 50人未満	—	1人
50人以上 200人以下	1人以上	—
200人を超え 500人以下	2人以上	—
500人を超え 1,000人以下	3人以上	—
1,000人を超え 2,000人以下	4人以上	—

別表第 2（第 10 条関係）

衛生委員会等の構成

種 別	人 数
本 部 所 属	8人以上
庁舎を別にする本部所属	5人以上
警 察 学 校	4人以上
警 察 署	5人以上

別表第3（第20条関係）

健康管理指導区分表

勤務医療別	指導区分	判定基準	指導指標
勤 務	A（要休養）	勤務を休む必要のあるもの	休暇、休職等の方法により療養のために必要な期間勤務させないこと。
	B（要軽業）	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務場所又は勤務の変更、休暇等の方法により勤務を軽減するとともに深夜勤務・時間外勤務・宿日直勤務をさせないこと。 術科訓練は、準備運動程度にとどめること。
	C（要注意）	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	宿日直勤務、深夜勤務、継続的な時間外勤務等過激な勤務は極力避けること。 術科訓練は、過激にならないようにすること。
	D（健康）	平常の勤務でよいもの	
医 療	1（要治療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの	必要な治療を確実に受けるよう指導すること。
	2（要観察）	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	医師の指示する検査を確実に受けるよう指導すること。
	3（健康）	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	

指導区分は、勤務及び医療区分を組み合わせて決定する。